

令和5年第11回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年11月24日（金） 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

| | |
|----------------|---|
| 【出席委員】 農業委員 | 1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二 |
| 【欠席委員】 | 5 岩崎真一 |
| 【傍聴人】 | 0人 |
| 事務局長 | <p>只今より、令和5年第11回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、天沼委員にお願いします。</p> |
| 天沼委員 | (開会宣言) |
| 事務局長 | 続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。 |
| 砂川会長 | (あいさつ) |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p> |
| 議長 | <p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>11番の渡邊委員と、1番の秋山委員にお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>1つ目が、全部効率要件です。 申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。 申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、地域との調和要件です。 申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今回の案件には関係ございません。</p> <p>それでは、第1号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。</p> <p>譲受人と譲渡人は親族関係にあり、今回の申請地の周辺は、譲受人の自宅と所有する農地があり、一括して管理することで効率が上がることから、今回の申請に至っております。</p> <p>譲受人は、世帯で3,048㎡の農地を耕作しております。 事務局で確認したところ、所有する農地について、概ね適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>また、譲受人は世帯で年間210日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。 事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p> |
| 秋山委員 | <p>11月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 次に、譲受人の聞き取り調査の結果報告について、事務局より報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請者は世帯で210日以上農作業に従事されており、所有農地を全て</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>耕作していらっしゃるようですので、申請地も耕作することは十分可能であると考えております。</p> <p>なお、申請地では、露地野菜を栽培する予定とのことですので、聞き取り調査の結果報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことによろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、第1号議案第2号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権の移転をする案件となっております、原因事項は、売買となっております。</p> <p>譲受人は、世帯で131,749㎡（約13ha）の農地を耕作しております。</p> <p>事務局で確認したところ、所有する農地について、適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>また、譲受人は年間300日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p> |
| 秋山委員 | <p>11月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>天沼委員</p> | <p>次に、譲受人の聞き取り調査の結果報告について、天沼委員より報告をお願いします。</p> <p>譲受人は300日以上農作業に従事されており、所有農地を全て耕作していらっしゃるようですので、申請地も耕作することは十分可能であると考えております。</p> <p>なお、申請地では、麦を栽培する予定とのことですので、聞き取り調査の結果報告は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第2号件について、承認とのことによろしいですか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>異議なし。</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしとすることで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」ですが、第3号議案第2号件と関連する議案とのことですので、一括して事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、一括して説明させていただきます。</p> <p>申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、公衆用道路（位置指定道路）及び住宅敷地となっており、追認の許可を求める内容となっております。</p> <p>申請地については、農用地区域外となっております。</p> <p>農地区分については、第2種農地及び第3種農地となっております。</p> <p>追認に至った経緯や位置指定道路や宅地になってしまった経緯は理由書に記載のとおりです。</p> <p>なお、埼玉県におきましては、追認審査会にて検討いただき、追認の見込みがあると回答をいただいております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この追認に関する議案について、何か質問等ありますか。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>無いようですので、お諮りいたします。 両議案について、承認とのことでよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、第3号議案第1号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地及び道路後退用地（建築基準法第42条第2項に基づく道路）です。 申請地は、桶川農業振興地域整備計画策定当初から農用地区域外となっております。 農地区分については、10ha以上の連坦性がなく、第3種農地にも該当しないことから、第2種農地と考えております。 本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、第2種農地の立地基準は満たしていると考えられます。 建築面積は116.40㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。 隣地農地との境界には、コンクリートブロックを内積みする計画です。 また、申請地には3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が2台、来客用が1台となっております。 転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。 なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。 事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p> |
| 秋山委員 | <p>11月17日に現地調査を行いました。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案第1号件について、何か質問等ありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、第3号議案第3号件について説明させていただきます。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は工事車両通路（一時転用）です。 本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は最長3年間と決まっておりますが、この案件は令和6年2月29日までとなっておりますので、期間に問題はございません。 申請地の北側で樹木の伐採が予定されており、その工事に必要な車両を伐採予定地の近くまで乗り入れるために一時転用許可申請に至っております。 転用面積は3,269㎡で、土木シートを敷いた上に鉄板を敷く計画となっております。水路部分や段差がある部分については、フレコンを使用し、水路機能を阻害することがないように施工するとのことです。そのため、切土や盛土などの行為は計画されていません。 一時転用終了後の農地への復旧についてですが、別紙復元計画書のとおりです。 事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p> |
| 秋山委員 | <p>11月17日に現地調査を行いました。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案第3号件について、何か質問等ありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案第3号件について、承認とのことでよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、第4号議案について説明いたします。 相続人、被相続人の住所、氏名、対象地番については、資料記載のとおりです。 農地の相続人が引き続きその土地で農業経営を継続していく場合に、相続税の納税猶予を受けることができます。 納税猶予については、税務署で所定の手続きを行うこととなりますが、税務署で手続きをする際に、農業委員会の証明書が必要となります。 この証明書については、相続人が引き続き農業経営を継続することが見込まれる場合に発行が可能となっております。 被相続人の従事日数については相続発生前の時点で年間100日、相続人の従事日数は30日となっております。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果と聞き取り調査の結果について報告をお願いします。</p> |
| 秋山委員 | <p>11月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 今後も、農業に年間30日間従事するとのことです。 また、所有する農地はすべて管理しており、今回の申出地では、柿や栗、梅などを栽培する予定とのことでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案について、何か質問等ありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第4号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第5条の届出が4件となっており、転用目的は、住宅敷地が3件、公衆用道路が1件となっております。</p> <p>なお、令和5年11月17日までに行われた専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和5年12月18日（月）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和5年12月25日（月）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| 議長 | <p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p> |
| 事務局長 | <p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、天沼委員に閉会をお願いいたします。</p> |

| | |
|------|-------------------------|
| 天沼委員 | (閉会宣言) 閉会時間 午後 2 時 47 分 |
|------|-------------------------|